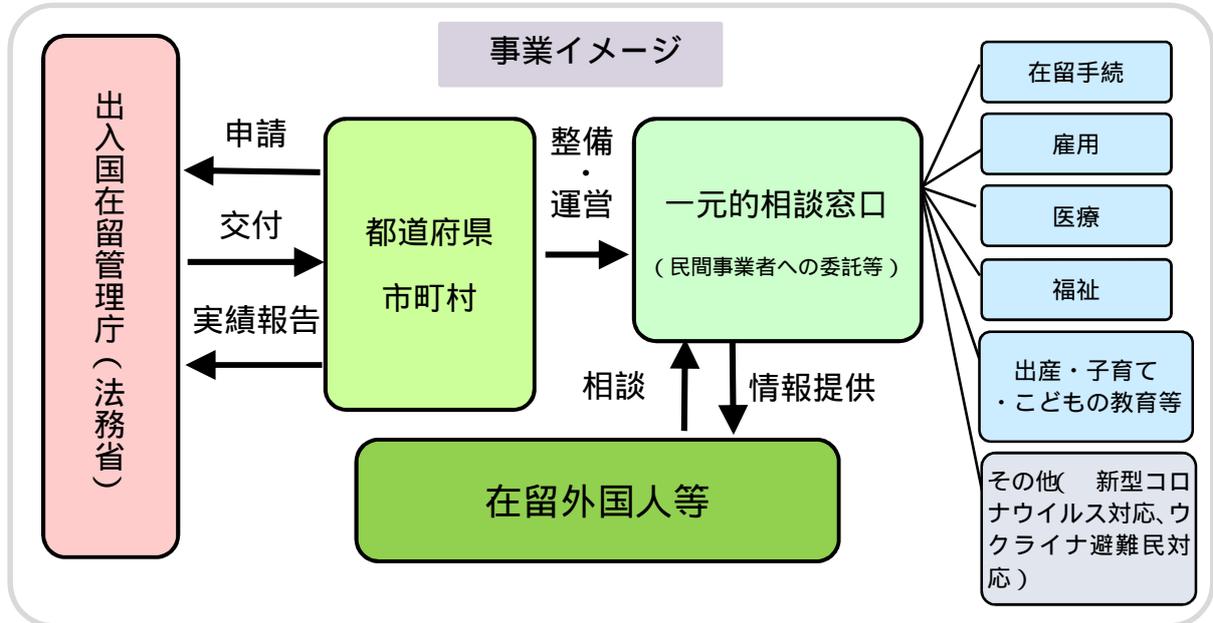


第2章 外国人受入環境整備交付金

1 | 外国人受入環境整備交付金とは



(1) 補助金としての性格

外国人受入環境整備交付金は、個別の法律上の根拠はなく、歳出予算に根拠を持つ「予算補助」に属します。補助金等適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号））の適用を受ける交付金であり、そのことは同法施行令第2条第163号に規定されています。

外国人受入環境整備交付金の詳細については、外国人受入環境整備交付金交付要綱及び外国人受入環境整備交付金取扱要領で規定され、取扱いに関するQ&Aもありますので、本書と併せてこれら規程等も御参照ください。

なお、同交付金の交付決定権者は法務大臣ですが、交付に関する事務については出入国在留管理庁が実施しています。

外国人受入環境整備交付金のページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukoku_kanri02_00039.html



要綱等を掲載しています。